

【機密性1情報】

事務連絡  
令和4年4月1日

都道府県労働局

雇用環境・均等部（室）長 殿  
労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局労働条件政策課  
労働条件確保改善対策室長補佐

医療機関の宿日直許可申請に関する相談窓口の設置について

令和6年4月からの医師の時間外労働の上限規制の適用に関し、医療機関から宿日直許可の申請に係る様々な疑義が寄せられており、これまでも、労働基準監督署及び都道府県医療勤務環境改善支援センターにおいては、疑義の解消につながる助言を行うなど、適切に対応いただいているところです。

今般、前述の上限規制の円滑な施行に向けて、宿日直許可の申請を検討している医療機関に対して、より一層丁寧な対応を行っていく観点から、今般、厚生労働省本省のWEBサイトに相談窓口を設置することとしました。

相談窓口の概要は以下のとおりですので、御承知おきいただき、医療機関の宿日直許可の申請に係る相談等への対応について万全を期すようお願いします。

（相談窓口の概要）

開始日	令和4年4月1日
相談内容	医療機関の宿日直許可申請について、制度の仕組みや手続き等幅広く受け付ける。相談内容のイメージについては別添参照。
相談対応	医療機関からの相談は、厚生労働省本省のWEBサイト（下記URL・QRコード）の相談フォームへの記入を通じて受け付ける。 受け付けた相談については、厚生労働省本省で検討の上、相談者に回答する。 ※ 現地での具体的な支援が有効な相談については、相談者の意向も踏まえ、都道府県の医療勤務環境改善支援センターでの支援を実施。

URL:[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_24880.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_24880.html)

